

くらしの相談所



【問合せ先】市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎28-9110）

フリマサービスの受取評価は 商品をよく確認してから行いましょう

インターネット上で商品を個人間で取引できるフリマアプリ・サイトなど（以下、フリマサービス）の利用が広がり、出品者と購入者の間で起きたトラブルの相談が多く寄せられています。

【事例】

フリマサービスでブランド品のネックレスを購入した。商品が届き、受取評価をしたが、その後偽物だとわかった。規約には、「評価後の苦情などについては、当事者間で話し合うように」と書かれていた。

【注意点】

▼フリマサービスは、出品者と購入者との個人間の取引です。トラブルが起きた場合は、基本的には当事者間での解決を求められます

▼フリマサービスでは、購入者が商品を受け取り、出品者を「評価」すると代金が支払われます。「評価」して取引が完了すると、トラブルが起きてもフリマサービスの補償やサポートを受けられないことがあります。商品が届いたら、まずは状態をよく確認しましょう

▼規約などで、取引ルールやトラブル発生時の対応（補償やサポート）をしっかりと確認しましょう

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝土・日曜日、祝日・年末年始を除く
9:00～16:00（受付は15:30まで）

司法書士による無料消費生活相談 要予約

とき＝1月5日☎13:30～16:30

ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先＝消費生活センター（☎28-9110）

消費生活センターからのお願い

消費生活センターでは、相談受付時に、住所、氏名、電話番号、職業などの個人情報をお伺いします。相談内容の信用性確保、統計処理のためにご協力をお願いします。提供いただいた情報は、本人の同意を得ずに他の目的で利用することはありません。